一　総領事館

区分＼号別月額	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
国の地域別 アジア	760,700	738,700	716,700	694,700	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700 ガラチ	430,700	408,700	386,700	364,700 コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	342,700 重慶 瀋陽 香港	320,700 広州 上海 青島	298,700	276,700 スラバヤ 済州 釜山	254,700 メダン チェンマイ ホーチミン	232,700 デンパサール ペナン	210,700	188,700	166,700	144,700	122,700		
北米																					アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド							
中南米																		マナウス	レシフェ	リオデジャネイロ		ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク	エディンバラ サンクトペテルブルク	ウリヂバ サンパウロ	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	レオン	バルセロナ					
欧州																			ジッダ		ドバイ			イスタンブール								
中東																																
アフリカ																																

※　在外公館名称位置等令第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内の変動を勤案した号の設定が必要となる。
研修員手当については100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ。

附　則

この省令は、平成三十年八月一日から施行する。